

主要地方道いわき石川線整備促進期成同盟会規約

(目 的)

第1条 本会は、いわき市常磐湯本町から古殿町を経て、石川町字長久保に至る主要地方道いわき石川線改良事業の早期整備促進を期することを目的とする。

(名 称)

第2条 本会は、「主要地方道いわき石川線整備促進期成同盟会」と称し、事務所は会長の所属する市、町内におく。

(事 業)

第3条 本会は、第1条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 関係機関へ要望、陳情
- (2) その他の目的達成に必要な事項

(会 員)

第4条 本会の会員は、いわき市、古殿町、石川町の長及びそれぞれの地域を代表する者とする。

(役員及び任期)

第5条 本会に次の役員を置き、任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監 事 3名

(役員選出及び任務)

第6条 役員は、総会において選出する。

2. 会長は本会を代表し、会の運営にあたる。
3. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはあらかじめ会長から指定された者が、その職務を代理する。
4. 監事は会計を監査し、その結果を総会に報告する。

(顧問及び参与)

第 7 条 本会に顧問及び参与若干名を置くことができる。

- 2 . 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

(会 議)

第 8 条 会議は会長が招集し、その議長となる。

- 2 . 本会の会議は、総会並びに役員会とする。
- 3 . 総会は毎年 1 回開催し、必要があるときは臨時に開くことができる。
- 4 . 総会は、事業計画及び予算、決算その他重要な事項を審議する。
- 5 . 役員会は必要のつど開催し、総会に付議すべき事項及び会長において必要と認めた事項を審議する。

(会 計)

第 9 条 本会の経費は、会費その他の収入をもってあてる。

- 2 . 本会の会計年度は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わる。

附 則

この規約は、昭和 5 6 年 8 月 2 8 日から施行する。